

事務連絡  
令和8年3月19日

各都道府県個人情報保護担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市個人情報保護担当課

} 御中

個人情報保護委員会事務局  
個人情報保護制度担当室  
参事官

地方公共団体における行政機関等匿名加工情報に関する  
提案の審査等の事務に係る調査研究報告書の送付について

各地方公共団体におかれましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、平素より個人情報の適正な取扱いに御尽力を賜りまして、御礼申し上げます。

この度、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「行政機関等匿名加工情報に関する提案の審査等に係る事務（114条）については、都道府県等における当該事務の実態を把握した上で、提案が基準に適合するか否かの審査に当たって参考となる情報を提供するなど、事務の効率化に資する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことも踏まえ、地方公共団体等を抽出し、ヒアリング調査を実施しました。

そのうえで、当該ヒアリング調査を通じて把握した具体的な運用事例を含め、行政機関等匿名加工情報に関する提案募集から提供に至るまでの事務を行うに当たって参考となる情報を、別添のとおり報告書に取りまとめましたので送付します。

各地方公共団体におかれましては、当該報告書の内容も参考といただきながら、引き続き、行政機関等匿名加工情報に関する提案募集制度の適切な運用に御尽力いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人に対して、この旨遺漏なく周知いただきますようお願いいたします。